

施策評価シート

幹事部局

健康福祉部

施策の名称	V-2-(5) 生活援護の確保
施策の目的	貧困など様々な困難を抱えた人などが自立し安定した生活を送れる社会の実現を目指します。
施策の現状 に対する評価	<p>①(経済的に困窮した人の自立支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナの影響により収入が減少した世帯に貸付けられた特例貸付の償還が始まっているが償還が困難な世帯もあり、丁寧かつ息の長い支援が必要である。 ・コロナや物価高騰の影響で生活困窮世帯が増加したため、県では自立相談支援機関の体制強化に取り組んでいるが、物価高騰の影響が長期化しているため、今後も効果的な支援が課題である。 ・生活保護受給世帯で就労可能と考えられる世帯(母子世帯・その他世帯)のうち、就労により自立した世帯の割合は増加に転じたものの、就労に繋がっても定着率が低く、また、引きこもり等によりこれまでに就労経験のない者など就労に向け課題を持つ者の割合が高まっている。 <p>②(子どもの貧困対策の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども食堂の開設・運営支援や県内ネットワークの形成に取り組んだ結果、県内の子ども食堂の件数や県内ネットワークに参加する子ども食堂が増加した。 ・家庭の経済状況に関わらず学習支援が受けられるように市町村と連携しながら取り組んでいるが、福祉関係課や教育委員会による学習支援事業が支援ニーズのある地域全てで実施できているか把握できていない。 <p>③(ひきこもり支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県ひきこもり支援センター、地域拠点及びサテライト(保健所)において、ひきこもり当事者やその家族からの相談対応や各種支援を実施しているが、市町村窓口への相談件数が増加してきている。 <p>(前年度の評価後に見直した点)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立相談支援機関の体制強化(職員のスキルアップ等)を図るための支援制度を創設し、活用されている。
今後の取組 の方向性	<p>①(経済的に困窮した人の自立支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例貸付の償還が困難な借受人に対して、償還猶予や少額返済の活用が図られるよう、市町村社会福祉協議会へ働きかけるとともに、市町村社会福祉協議会の意見を聞きながら、必要な支援を実施していく。 ・生活に困窮する方に対して、生活困窮者自立支援制度などの支援策が行き届くよう、市町村の自立相談支援機関の意見を聞き、島根県社会福祉協議会と連携しながら、引き続き市町村に対して必要な支援施策を実施していく。 ・生活保護世帯のうち、就労開始後も継続した支援を必要とする方に対して、積極的な支援が図られるよう、市町村福祉事務所へハローワークや生活困窮者自立相談支援機関との連携を働きかける。 <p>②(子どもの貧困対策の充実)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のつながりをつくり、子どもの居場所となる子ども食堂の開設・運営の支援について、引き続き市町村や関係機関と連携しながら取り組む。 ・子どもの学習支援事業が地域のニーズに十分に応じているかどうか確認し、ニーズに対応できていない市町村に対して必要な支援に取り組む。 <p>③(ひきこもり支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきこもり当事者や家族の方が身近な地域で継続して相談できるよう、市町村によるひきこもり地域支援センターまたはひきこもり支援ステーションの立ち上げ事業経費の一部を補助し、市町村の取組を支援する。

事務事業の一覧

施策の名称		V-2-(5) 生活援護の確保				
	事務事業の名称	目的		前年度の 事業費 (千円)	今年度の 事業費 (千円)	所管課名
		誰(何)を対象として	どういう状態を目指すのか			
1	生活保護費の給付事業	要保護者及び被保護者	生活の安定と経済的な自立	3,769	4,324	地域福祉課
2	自立支援事業	低所得世帯等	世帯の安定、生活意欲の醸成及び経済的自立が図られるようにする。	1,050,692	24,111	地域福祉課
3	生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進事業	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者	生活困窮者の自立の促進を図る。	28,970	50,820	地域福祉課
4	再犯防止推進事業	犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者等(以下「犯罪をした者等」という)のうち支援が必要な者	犯罪をした者等が、円滑に地域の一員として暮らすことが出来るようにすることにより、再犯の防止を推進し、県民が安全・安心に暮らすことの出来る社会の実現を図る。	27,408	28,921	地域福祉課
5	旧軍人及び未帰還者等援護事業	恩給等申請者、戦没者遺族、戦傷病者、中国残留邦人等帰国者及び引揚者	福祉の増進、中国残留邦人等については併せて自立の促進	16,057	23,061	高齢者福祉課
6	心と体の相談センター運営費	障がい者及び市町村等関係機関	障がい者の自立と社会経済活動への参加促進や市町村等関係機関が行う支援の充実を図る。	35,606	62,593	障がい福祉課
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

地域福祉課

事務事業の名称		生活保護費の給付事業				
目的	誰(何)を対象として	要保護者及び被保護者	事業費 (千円)	令和4年度の実績額	令和5年度の当初予算額	
	どういう状態を目指すのか	生活の安定と経済的な自立		3,769	4,324	
			うち一般財源 (千円)	2,192	3,025	
令和5年度の取組内容	・生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じ必要な保護を行うとともに、その自立を支援する。 ・市町村福祉事務所における生活保護の適正実施と実施水準の向上が図られるよう、生活保護法施行事務監査や職員研修を実施する。					
令和4年度に行った評価を踏まえて見直したこと	・「島根県生活保護受給者就労自立支援協議会」の開催により、労働部門と福祉部門が連携することにより、コロナ禍においても就労により自立した世帯の割合が増加した。引き続き、市町村福祉事務所とハローワークで連携するなど、世帯の課題に応じた就労支援を促進する。					
1	上位の施策	V-2-(5) 生活援護の確保	3	上位の施策		
2	上位の施策		4	上位の施策		

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	母子世帯及びその他世帯のうち就労により自立した世帯の割合【当該年度4月～3月】	目標値		12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	%	単年度値
		実績値	12.2	6.3	8.9	9.1				
		達成率	—	50.0	70.7	72.3	—			
2		目標値							%	
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—			
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・保護受給世帯数(月平均) H29:4639世帯、H30:4534世帯、R元:4494世帯、R2:4441世帯、R3:4418世帯、R4:4386世帯 ・うち、64歳以下で就労可能と考えられる「その他世帯」、「母子世帯」の世帯数及び割合 H29:1114世帯・24.0%、H30:1022世帯・22.5%、R元:941世帯・20.9%、R2:953世帯・21.5%、R3:947世帯・21.4%、R4:917世帯・20.9%								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・令和4年度に就労により自立した世帯数は83世帯で、このうち64歳以下で就労可能と考えられる「母子世帯」、「その他世帯」の割合は、9.1%に増加した。
課題分析	① 課題	ア. 就職に繋がっても定着率が低い。 イ. ひきこもり等による就労経験不足や就労意欲の乏しい者など、就労に向け課題を持つ者の割合が高まっている。 ウ. 生活保護受給者数の少ない市町村においては、就労支援に関するノウハウが蓄積しにくく、地域資源も限られているため就労に結びつきにくい。
	② 原因	ア. 生活保護受給者の有する資格、技能及び職務経験に見合う求人が少ない。 イ. 生活保護受給者は、背景に様々な生活課題を抱えている。 ウ. 就労開始後も就労を継続するために支援を必要とする者が多い。 エ. 就労支援員の配置が難しい市町村においては現業員が就労支援業務を担う場合もあり、人事異動などにより継続した就労支援が難しい。また、生活保護受給者に見合った求人が限られている。
	③ 方向性	ア. 県内のハローワークと市町村福祉事務所の連携した就労支援が促進されるよう、島根労働局及び県で構成する「島根県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」を通じて、労働部門と福祉部門間での情報交換を行うとともに課題を共有する。 特に地域資源の少ない町村には、他部局とも連携のうえ効果的な施策実施を行うよう働きかける。 イ. 就労開始後も継続した支援を必要とする方に対して積極的な支援が図られるよう、市町村福祉事務所へハローワークや生活困窮者自立相談支援機関との連携を働きかける。 ウ. 市町村福祉事務所に対して、県の主催研修や事務監査を通じて、就労支援に関する知識の習得に向けた支援を行う。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課	地域福祉課
-----	-------

事務事業の名称		自立支援事業			
目的	誰(何)を対象として	低所得世帯等	事業費 (千円)	令和4年度の実績額	令和5年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	世帯の安定、生活意欲の醸成及び経済的自立が図られるようにする。		1,050,692	24,111
			うち一般財源 (千円)	2	12,056
令和5年度の取組内容	低所得者等に対する資金の貸付と必要な償還支援を行うため、島根県社会福祉協議会に対し、資金貸付制度の運営に係る経費を補助する。 償還が始まった生活福祉資金の特例貸付について、島根県社会福祉協議会と連携し、市町村社会福祉協議会への必要な支援と償還免除、償還猶予等の適切な活用に向けた働きかけを行う。				
令和4年度に行った評価を踏まえて見直したこと	市町村社会福祉協議会等において、償還支援に必要な体制が構築されるよう、島根県社会福祉協議会に対し、令和16年度までの必要経費の補助を行った。				
1	上位の施策	V-2-(5) 生活援護の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	生活福祉資金の現年度償還率【当該年度4月～3月】	目標値		73.0	73.0	73.0	88.0	88.0	%	単年度値
		実績値	72.7	74.0	80.8	87.1				
		達成率	—	101.4	110.7	119.4	—			
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—			
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・コロナ禍における生活支援策として設けられた生活福祉資金(緊急小口資金・総合支援資金)の特例貸付について、R4年9月で終了し、R5年1月から、一部で償還が始まっている。【総貸付件数】8,369件 【総貸付金額】2,393,484円 ・生活福祉資金(本則貸付)の資金種類の中では、教育支援資金(教育支援費・就学支度費)が貸付件数・貸付額ともに多い。 【H30】81件 47,586千円 【R元】97件 91,815千円 【R2】106件 95,799千円 【R3】83件 64,748千円 【R4】98件 51,148千円 ・本則貸付の令和4年度末現在の償還率は、28.0%【H30】26.6%【R元】25.7%、【R2】27.5%、【R3】34.2%								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・特例貸付により、コロナ禍において生活が困難となった方を支援した。 ・本則貸付により、自立に向けた生活への支援を行った。
課題分析	① 課題	ア. 特例貸付の償還が開始となった方について、今後の生活再建に支障が生じる可能性がある。 また、償還免除の制度が設けられているが、償還免除に至らないものの償還が困難な方がみられる。 イ. 本則貸付について、従来より償還が滞る事例が発生している。
	② 原因	ア. 特例貸付について、迅速に生活資金を貸し付けることが最優先とされたため、生活状況の詳細な把握や、償還の可能性に関する十分な貸付判断等が行われていない。 イ. 本則貸付について、従来から償還指導を行っているものの、複雑な生活課題を有する世帯について、課題解決に至らないことなどにより、償還が滞ったり、困難となっている。
	③ 方向性	ア. イ. 借受人へ必要に応じて生活保護制度や生活困窮者自立支援制度などの情報提供が行われ、各相談支援機関からの積極的な支援が行われるよう、島根県社会福祉協議会や市町村等へ働きかける。 ア. 特例貸付の償還が困難な借受人に対して、償還猶予や少額返済の活用が図られるよう、島根県社会福祉協議会を通じて市町村社会福祉協議会へ働きかけるとともに、借受人一人ひとりに寄り添った丁寧な対応と息の長い償還支援が行われるよう、市町村社会福祉協議会の意見を伺いながら、必要な支援を検討する。 イ. 償還業務の取組強化に向けて、生活福祉資金貸付審査委員会などを通じて、島根県社会福祉協議会に対して助言等を行っていく。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

地域福祉課

事務事業の名称		生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進事業			
目的	誰(何)を対象として	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者	事業費 (千円)	令和4年度の実績額	令和5年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	生活困窮者の自立の促進を図る。		28,970	50,820
			うち一般財源 (千円)	12,858	40,083
令和5年度の取組内容	・「生活困窮者自立支援法」に規定する相談支援事業の質の確保・向上のため、就労支援体制の推進、学習支援等、生活困窮者の早期自立に向けた体制を整備する。 ・「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき策定した島根県計画の進捗を管理する。 ・子どもの居場所支援拠点を設置(委託先:島根県社会福祉協議会)し、子ども食堂の開設・運営支援、県内ネットワーク形成等を行う。また、子ども食堂を開設・拡充する際に必要な経費の一部を支援する。 ・SNS(LINE)を活用し、支援制度の周知や相談支援へのつながりを促進する。				
令和4年度に行った評価を踏まえて見直したこと	・生活困窮者自立支援機関において、コロナ禍や物価高騰、生活福祉資金特例貸付の償還開始などに伴い増加する支援対象者に寄り添ったきめ細やかな支援が行われるよう、自立相談支援機関の人員増加や職員のスキルアップを図るための支援制度を構築した。令和5年度からは、SNSによる子育て支援情報の発信に努めている。				
1	上位の施策	V-2-(5) 生活保護の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策	II-1-(2) 妊娠・出産・子育てへの支援	4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	生活困窮世帯の子ども等が無料又は低額で利用できる学習支援事業の実施市町村数【当該年度3月時点】	目標値		17.0	17.0	19.0	19.0	19.0	市町村	累計値
		実績値	17.0	17.0	16.0	15.0				
		達成率	—	100.0	94.2	79.0	—	%		
2	子どもの居場所支援拠点を中心として形成する県内ネットワークに参加する子ども食堂の箇所数【当該年度3月時点】	目標値		—	18.0	24.0	42.0	48.0	箇所	累計値
		実績値	—	—	19.0	44.0				
		達成率	—	—	105.6	183.4	—	%		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・生活困窮者自立支援制度による令和4年度の実績については、新規相談受付件数1,614件、自立支援プラン作成件数428件、就労・増収者数144人となっている。 ・子どもの貧困対策については、県計画で設定されている関係機関それぞれの施策等で取り組まれている。								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・島根県社会福祉協議会に子どもの居場所支援拠点を設置し、子ども食堂の開設・運営に関する相談支援や環境調整を行ったことにより、県内のネットワークづくりが進んでいる。 ・LINE「しまね子ども生活サポート」を運営し、保護者等に支援制度や相談窓口の周知を図った。 ・自立相談支援機関の人員増加(人件費助成)や職員のスキルアップを図る(OJT研修)のための支援制度を構築した。
課題分析	① 課題	ア. 就労支援に活用できる地域資源(受け皿等)が少ない市町村がある。 イ. 子どもの学習支援事業については当課所管分だけでなく、他課所管の学習支援事業を含め、未実施の市町村がある。 ウ. 自立相談支援機関の支援が長期化し、なかなか就労に結びつかないケースがある。 エ. 令和4年度は、SNSによる子育て支援の情報発信回数が少なく、支援を必要としている方へ十分に情報が届かなかった。
	② 原因	ア. 就労支援に活用できる地域資源の開拓が不足している。 イ. 事業の実施に予算や人員等の課題があるのか、学習支援のニーズが無いのか、原因が把握できていない。 ウ. 障がい等により就労や定着に困難を抱えている方に対して本人のニーズに合う支援が十分に行えていない。 エ. 子育て支援情報の収集が不十分であった。
	③ 方向性	ア. 地域資源の少ない市町村においては、その開拓とともに、関係機関とも連携を図りながら、効果的な就労支援を進めていく必要がある。 イ. 自立相談支援機関へヒアリングを実施し、事業を実施されない理由をうかがい、今後の支援施策を検討していく。 ウ. 自立相談支援機関へヒアリングを実施し、現状の支援体制が充足しているか、人件費助成やOJT研修以外に必要な支援があるか等を聞き取り、今後の支援施策を検討していく。 エ. 令和5年度から子育て支援情報について各課の情報を積極的に収集しており、引き続き情報発信を行い支援を必要としている方へ各種支援制度の利用を促していく。

事務事業評価シートの別紙

事務事業の名称	生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進事業
---------	--------------------------

「上位の施策」が5以上ある場合のみ記載

5	上位の施策	
6	上位の施策	
7	上位の施策	
8	上位の施策	

「KPI」が3以上ある場合のみ記載

No.	KPIの名称	年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上 分類
			目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率		
3	活動支援補助金活用等により子ども食堂を新規開設した箇所数【当該年度3月時点】	目標値	-		4.0	8.0	41.0	47.0	箇所	累計値
		実績値			14.0	35.0				
		達成率			350.0	437.5	-	-		
4	子どもの貧困対策に関する人材育成研修受講者数(未来応援NW形成研修・居場所づくりコーディネータ養成講座)【当該年度4月～3月】	目標値	-		20.0	20.0	150.0	150.0	人	単年度 値
		実績値			136.0	141.0				
		達成率			680.0	705.0	-	-		
5	子どもの貧困対策推進計画の策定市町村数【当該年度3月時点】	目標値	-		5.0	10.0	15.0	19.0	市町村	累計値
		実績値			5.0	5.0				
		達成率			100.0	50.0	-	-		
6		目標値	-							
		実績値								
		達成率			-	-	-	-		
7		目標値	-							
		実績値								
		達成率			-	-	-	-		
8		目標値	-							
		実績値								
		達成率			-	-	-	-		
9		目標値	-							
		実績値								
		達成率			-	-	-	-		
10		目標値	-							
		実績値								
		達成率			-	-	-	-		

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

地域福祉課

事務事業の名称		再犯防止推進事業			
目的	誰(何)を対象として	犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者等(以下「犯罪をした者等」という)のうち支援が必要な者	事業費(千円)	令和4年度の実績額	令和5年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか			27,408	28,921
		犯罪をした者等が、円滑に地域の一員として暮らすことが出来るようにすることにより、再犯の防止を推進し、県民が安全・安心に暮らすことの出来る社会の実現を図る。	うち一般財源(千円)	7,109	7,739
令和5年度の取組内容		・被疑者・被告人や矯正施設入所者のうち、高齢又は障がいを抱え、釈放後又は退所後も親族等の引受先がない者が、釈放後又は退所後速やかに適切な福祉サービスを受けられるよう、「地域生活定着支援事業」を実施し、拘留中または入所中から必要な調整を行う。 ・犯罪を犯した者等が直ちに自立した生活を営むことが困難な場合などに、刑事司法機関や福祉関係機関と連携して支援対象者の社会復帰を支援する「更生支援コーディネーター」の養成・派遣を行う。 ・「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき策定した、「島根県再犯防止推進計画」の進捗を管理する。			
令和4年度に行った評価を踏まえて見直したこと		・引き続き、更生支援コーディネーターの養成を行い、刑事司法機関からの要請に基づきコーディネーター派遣を行った。			
1	上位の施策	V-2-(5) 生活援護の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	フォローアップ終了件数/フォローアップ終了予定件数【当該年度4月～3月】	目標値		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度値
		実績値	75.0	—	100.0	100.0				
		達成率	—	—	100.0	100.0	—	—		
2	刑法犯検挙者中の再犯者数【前年度1月～当該年度12月】	目標値		0.0	0.0	368.0	354.0	340.0	人	単年度値
		実績値	—	—	—	320.0				
		達成率	—	—	—	113.1	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・「地域生活定着支援事業」は、厚生労働省により平成21年から各都道府県へ設置が進められた「地域生活定着支援センター」で行っており、(当県は島根県社会福祉協議会に設置)各センターが相互に協力して、矯正施設入所中の対象者へ出所後に向けた調整を行う「コーディネーター業務」、コーディネーター終了後の対象者の状況確認等を行う「フォローアップ業務」等を行っている。 ・フォローアップ終了件数: 支援対象者が受け入れ先施設等で安定して生活が出来ようになったため、支援を修了した件数。 ・フォローアップ終了予定件数: 支援予定期間が年度内に終了する件数。								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・R4年度中のフォローアップ終了予定7件すべてが地域に定着したことによりフォローアップ業務が終了しており、実績数値は100%となった。 ・刑法犯検挙者中の再犯者数、再犯率はいずれも目標の達成率は100%を上回った。
課題分析	① 課題	ア.複雑な課題を抱えた事例が増加しており、支援が長期化する傾向にある。 イ.県内における国、地方公共団体、民間の各関係団体の十分な連携体制が構築されていない。
	② 原因	ア.支援対象者の受け入れ先が限定されるなど、地方公共団体、民間の各関係団体等の更生支援に対する理解・協力が浸透していない。 イ.犯罪をした者等に対し容疑段階や公判前から支援に入り、釈放後、円滑に福祉サービス等利用できるよう支援調整を継続的に行える人材が少ない。
	③ 方向性	ア.各種研修会や会議等により、更生支援に対する理解・協力を得られるよう普及啓発に取り組んでいく。 イ.「島根県再犯防止推進計画」の進行管理を行うとともに、更生支援コーディネーターを支援する取り組みを実施し、刑事司法機関と福祉関係機関との連携強化を推進する。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

高齢者福祉課

事務事業の名称		旧軍人及び未帰還者等援護事業			
目的	誰(何)を対象として	恩給等申請者、戦没者遺族、戦傷病者、中国残留邦人等帰国者及び引揚者	事業費 (千円)	令和4年度の実績額	令和5年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	福祉の増進、中国残留邦人等については併せて自立の促進		16,057	23,061
			うち一般財源 (千円)	7,846	12,107
令和5年度の取組内容		国家補償の観点から事業を実施しており、島根県遺族連合会助成事業を除き、ほとんどが国からの法定受託事務 ・恩給等調査推進事業：旧軍人軍属について軍歴等の調査確認等 ・戦没者遺族援護事業：戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法等に係る請求の裁定及び戦没者の慰霊等 ・戦傷病者援護事業：戦傷病者特別援護法に係る戦傷病者に対し療養の給付等 ・中国帰国者帰国後自立促進事業：帰国後の定着のため、医療・介護支援給付や相談支援等 ・島根県遺族連合会助成事業：遺族連合会が実施する戦没者慰霊事業の経費について助成等			
令和4年度に行った評価を踏まえて見直したこと		・第11回特別弔慰金について、国の枠がある中で、職員どうしの連携を図りながら、適正な裁定及び裁定率の向上に努め、速やかな国債の発行につなげた。 ・島根県遺族連合会も含めた県内遺族会の孫、ひ孫の活動を進めるため、補助金メニューを継続した。			
1	上位の施策	V-2-(5) 生活援護の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	特別弔慰金、特別給付金の裁定率(他県進達処理を含む)【当該年度4月～3月】	目標値		40.0	85.0	90.0	95.0	100.0	%	累計値
		実績値	100.0	48.6	76.3	81.1				
		達成率	—	121.5	89.8	90.2	—	—		
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・第10回特別弔慰金裁定等処理状況(R2年度迄累計)受付件数14,903件、裁定等処理件数14,903件 ・第11回特別弔慰金裁定等処理状況(R5.5末)受付件数12,234件、裁定等処理件数12,196件 ・KPI令和4年度実績値については、第10回受付件数14,903件に対する、第11回裁定等処理件数(R5.3末)12,083件の割合を用いた ・中国帰国者等生活支援給付等延べ受給者数 R3年度:141名(うち介護支援給付37名) R4年度:109名(うち介護支援給付24名)								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	①第11回特別弔慰金は、令和5年3月31日で受付が終了した。前回請求者数から約14,000件の請求を見込んでいたが、受付終了時点で12,083件の請求に留まっている。 ②県内の2地域では、戦没者の慰霊や戦争体験継承にかかる次世代遺族の担い手(孫・ひ孫)の確保の機運が高まりつつある。
課題分析	① 課題	「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するため)に支障となっている点 ①特別弔慰金の支給において、未請求者に対してDM送付等の制度周知を行ったが、請求されない案件があった。 ②全体的には戦没者の慰霊や戦争体験の孫・ひ孫への継承が進んでいない。
	② 原因	①受給権者の死亡により受給権利が失効となったことに加え、前回請求者が死亡し、次順位の請求者へと遺族内で受給権が受け継がれなかったことが考えられる。 ②戦没者の子、兄弟世代の遺族の高齢化が進んでいることや、孫・ひ孫世代は戦争体験者が少なく遺族としての意識が希薄であること。
	③ 方向性	①第11回特別弔慰金の支給事務は、未処理案件を迅速に処理をする。また、次期特別弔慰金(R7.4～)に向けて、効果的な広報を検討し、受付窓口である市町村の意見も取り入れながら準備を進めていく。 ②慰霊活動が次世代の担い手となる孫・ひ孫世代に受け継がれるよう、全国戦没者追悼式等への参加を呼びかけるとともに、孫・ひ孫の会に対し、引き続き活動等の活発化を支援していく。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課	障がい福祉課
-----	--------

事務事業の名称		心と体の相談センター運営費			
目的	誰(何)を対象として	障がい者及び市町村等関係機関	事業費 (千円)	令和4年度の実績額	令和5年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	障がい者の自立と社会経済活動への参加促進や市町村等関係機関が行う支援の充実を図る。		35,606	62,593
			うち一般財源 (千円)	28,049	42,742
令和5年度の取組内容		○障がい者福祉各法に基づき設置されている「心と体の相談センター」において、障がい者及び精神保健福祉に関する相談・支援、市町村等への技術的援助等を統合的に対応する。 ○ひきこもり支援及び自死対策について、センター機関として対応する。 ○身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳を法令等に基づき、適切に交付する。			
令和4年度に行った評価を踏まえて見直した点		専門相談の円滑な遂行。			
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策	V-2-(5) 生活援護の確保	4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	単位	計上分類
1	心と体の相談センター相談件数【当該年度4月～3月】	目標値		4,700.0	4,700.0	4,700.0	4,700.0	4,700.0	件	単年度値
		実績値	4,702.0	5,105.0	5,416.0	5,181.0				
		達成率	—	108.7	115.3	110.3	—	—		
2		目標値								
		実績値								
		達成率	—	—	—	—	—	—		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○相談件数の内訳 H30 R1 R2 R3 R4 ①身体障害者更生相談所業務 1,402件 → 1,352件 → 1,222件 → 1,247件 → 1,109件 ②知的障害者更生相談所業務 391件 → 414件 → 356件 → 607件 → 695件 ③精神保健福祉センター業務 2,126件 → 2,936件 → 3,527件 → 3,562件 → 3,377件 (③のうち、ひきこもり 494件 → 597件 → 503件 → 345件 → 237件) 注)グループ活動及び集団プログラムの利用件数を除く。 (③のうち、ギャンブル依存 200件 → 222件 → 163件 → 159件 → 78件) 注)グループ活動及び集団プログラムの利用件数を除く。 合計 3,919件 → 4,702件 → 5,105件 → 5,416件 → 5,181件								

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	○ひきこもり支援については、相談、関係者研修、家族会の支援に取り組んだ結果、家族のみの相談から本人の来所に至るなどの改善事例が増えた。適応行動チェックリストにより、個々の取組の実施方法・内容を細かく見直し、取組内容の改善を図った。 ○ひきこもり支援センター地域拠点を設置し、県西部での相談・支援体制を強化した。 ○ギャンブル依存に対する集団プログラム(SAT-G)を実施するとともに、支援ツールとして全国標準とすることができた。 新たに開発した簡略版(SAT-Gライト)も、相談支援機関での活用に及んでいる。 ○身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳を法令等に基づき、適切に交付した。 ○精神障害保健福祉手帳システムは新規構築、療育手帳システムは改修したことにより、事務の効率化を図った。
課題分析	①課題	「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するために)に支障となっている点 ア)来所相談や継続相談は、専門的な対応ができるひきこもり支援センターに集中しており、地域間で格差がある。 イ)電話相談の件数も増え、継続的な対応を求められることもあり、関係機関と連携した取り組みが求められる。 ウ)保健所の中堅層の保健師が少ないため、ひきこもり支援・依存症支援のノウハウが不足している。 エ)ひきこもり家族の高齢化(8050問題)に対応する支援が不足している。
	②原因	ア)ひきこもりについて継続相談できる体制が不足している。 イ)子ども・若者総合相談センターや地域若者サポートステーションの対象外である高年齢層の対応先がない。 ウ)保健所の中堅層の保健師が不足している。 エ)ひきこもり家族の高齢化
	③方向性	ア)市町村担当者、サテライトとなる保健所担当者の研修を実施し、支援体制を構築する。 イ)身近なひきこもり支援の相談窓口の周知に努める。 市町村によるひきこもり支援体制構築の立ち上げ支援を行う。 ウ)新たな保健所支援のスキームを作る。 エ)ひきこもり支援従事者に向けて8050問題に対応するための研修を実施し、当事者や家族に対する支援を強化する。